平成２３年（再イ）第４２号
長崎県長崎市多以良町2160番地71
再生債務者　鴨川　祐子
1　決議に付する再生計画案　平成23年12月６日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年12月26日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年12月26日まで
平成23年12月８日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２３年（再イ）第９９号
兵庫県西宮市鳴尾町２丁目26―３―204、住民票上の住所兵庫県西宮市鳴尾町２丁目５番18号
再生債務者　段野　ルミ
1　決議に付する再生計画案　平成23年11月15日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年12月28日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年12月28日まで
平成23年12月７日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２３年（再イ）第１０号
茨城県北茨城市中郷町松井122番地の25
再生債務者　丹野智由記
1　決議に付する再生計画案　平成23年12月２日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年１月４日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年１月４日まで
平成23年12月９日　水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（再イ）第１７６号
神戸市中央区港島中町３丁目１番地の２　神戸ポートビレジ１号棟1129号
再生債務者　鮫島　利通
1　決議に付する再生計画案　平成23年11月21日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年１月４日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年１月４日まで
平成23年12月８日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２３年（再イ）第１７８号
神戸市東灘区深江南町３丁目５番１―116号
再生債務者　津田　英樹
1　決議に付する再生計画案　平成23年12月２日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年１月４日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年１月４日まで
平成23年12月８日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２３年（再イ）第９６号
兵庫県尼崎市稲葉元町３丁目６番７号
再生債務者　松川こと　趙　　勇男
1　決議に付する再生計画案　平成23年12月５日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年１月４日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年１月４日まで
平成23年12月９日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２３年（再イ）第２８号
山口県防府市大字西浦380番地の38
再生債務者　有吉　博司
1　決議に付する再生計画案　平成23年12月２日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年１月５日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年１月５日まで
平成23年12月８日　山口地方裁判所

平成２３年（再ロ）第５号
新潟県燕市吉田神田町４番４号　ハイムサノ105号
再生債務者　吉田富美雄
1　決議に付する再生計画案　平成23年11月24日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年１月11日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年１月11日まで
平成23年12月９日　新潟地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生計画取消

平成１６年（再イ）第１７６号
愛知県岡崎市八帖北町20番地６
再生債務者　出口　智康
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成17年２月14日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年12月８日
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成１９年（再イ）第１１号
徳島市金沢１丁目５番79―５―108号
再生債務者　宮本　幸直
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成19年５月28日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年12月７日　徳島地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再ロ）第１９号
千葉市若葉区若松町2110番地18　ダイアパレス桜木Ⅲ512号
再生債務者　梅澤　智弘
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年１月４日まで
4　一般異議申述期間　平成24年１月12日から平成24年１月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第３号
秋田県大館市字長倉38番地
再生債務者　小笠原秀幸
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年11月18日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年１月４日まで
平成23年12月９日　秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（再ロ）第７６号
大阪府高槻市芥川町４丁目９番９号
再生債務者　山内　公春
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年12月５日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年１月５日まで
平成23年12月８日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第１００５９号
神奈川県川崎市幸区堀川町72―21　ラゾーナ川崎レジデンスＬ―1101
再生債務者　秋田二三人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年11月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年12月８日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第９号
川崎市中原区市ノ坪581番地１　市ノ坪住宅244
再生債務者　川口　博久
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年12月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年12月６日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（再ロ）第８号
川崎市宮前区菅生２丁目５番48―601号
再生債務者　井出　克巳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年12月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年12月６日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（再ロ）第８号
青森市大字新城字山田587番地441
再生債務者　安達　修二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年12月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年12月９日
青森地方裁判所民事部再生係